

議第57号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第36条」を「第36条第8項」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「433円」を「333円」に改め、「第2号」の右に「に該当する扶養親族については1人につき267円（団員等に第1号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち1人については333円）」を、「第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「に第1号」を「に第1号及び第2号」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並び

に適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきもの（以下「適用日以後の損害補償」という。）について適用し，その他の損害補償については，なお従前の例による。

(適用日以後の損害補償の額の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず，この条例の施行の日の前日までの間における適用日以後の損害補償の額は，改正後の条例第5条第3項の規定による補償基礎額を基礎として算定した額とこの条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第3項の規定を適用するとした場合の補償基礎額を基礎として算定した額とのいずれか多い額とする。

(補償の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は，改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償を受ける者の区分及び補償基礎額を改めるとともに，規定を整備する必要があるので提案する。